

フクセツ・キッズ

岡山市における

～福祉サービス利用の説明資料②～



岡山市障害者自立支援協議会

作成：令和7年7月

フクセツ・キッズについて

2015年、岡山市障害者自立支援協議会では高等学校（高等部）卒業後に福祉サービスの利用が見込まれる方々に向けて、「**フクセツ～福祉サービス利用の説明資料①～※¹**」を作成いたしました。

おかげさまで、福祉サービスをご利用になるご本人やご家族、支援機関、地域の皆様などから「フクセツは分かりやすい」とご好評をいただいております。

このような状況に加え、近年では「**子どもに関するフクセツがあれば…**」というご要望を多くいただくようになりました。皆様の声にお応えするため、当協議会教育部会を中心に「**フクセツ・キッズ～福祉サービス利用の説明資料②～**」を作成することになりました。

なお、この資料は、就学前から小学校（小学部）・中学校（中学部）・高校（高等部）のこどもを取り巻くや**保護者、先生方、支援機関等**を主な対象としております。

児童期から福祉サービスを利用される方は年々増加傾向にあります。しかしながら、園や学校と福祉サービス事業所間において、お互いの役割理解が十分とは言えない現状もうかがえます※²。

「フクセツ・キッズ」を通して、必要な方が必要なタイミングで福祉サービスを利用できるようになり、ご本人やご家族が思い描くその人らしい暮らしの実現に少しでもお役に立てれば幸いです。



※1
フクセツ～福祉サービス利用
の説明資料①～



※2
岡山市障害者自立支援協議会
教育部会「教育と福祉の連携
に関するアンケート

もくじ



フクセツ・キッズについて	1
もくじ	2

1. 児童期に利用できる福祉サービス . . 4

1) 障害児通所支援	
児童発達支援	6
放課後等デイサービス	8
保育所等訪問支援	10
2) 障害福祉サービスの一部	
短期入所	12
居宅介護	14
行動援護	16
同行援護	17
3) 地域生活支援事業	
日中一時支援	18
移動支援	20
福祉サービス利用のQ&A	22

利用者負担（利用料金）について	25
---------------------------	----

2. 福祉サービスの手続き・利用の流れ . 26

1) 福祉事務所、支所での相談・申請	28
聞き取り調査	29
2) 障害児支援利用計画	30
障害児相談支援	30
相談支援専門員とは	31
相談支援事業所について	33
3) 受給者証	34
4) サービス提供事業所探しのポイント	35
サービス提供事業所空き情報	36
5) サービス事業所との契約（見学・面接）	37
6) サービス担当者会議	38
7) サービスの利用	39
8) 相談支援専門員によるモニタリング	
およびサービスの更新	40

もくじ



3. その他・福祉サービス等

お役立ち情報 41

福祉事務所・支所、岡山市保健所・保健センター

連絡先一覧 42

特別児童扶養手当・障害児福祉手当 43

岡山市児童福祉年金 44

小児慢性特定疾病医療 45

訪問看護・訪問リハビリテーション 46

補装具購入費用等の支給 47

日常生活用具の給付 48

ファミリー・サポート・センター 49

児童生徒支援教室 50

障害児仕事体験 51

水泳訓練・水泳教室 52

ハレカハーフ 53

ぼうさいやどかりおかやま 54

ヘルプマーク 55

障害者のしおり 56

こころの健康マップ 57

相談支援ファイル「りんくる」 58

えーんじゃネット 59

フクセツ・キッズ 使用規定 60

1. 児童※が利用できる福祉サービス

ここでは児童が利用できる

サービス説明

利用者の声

をご紹介します。

利用者の声

は、当協議会（教育部会）が特別支援学校に通う児童生徒の保護者を対象に実施したアンケートで得られた回答から掲載しています。

※この資料における児童とは、児童福祉法に定められている福祉サービスの対象となる0歳から18歳の方を指します。
なお、18歳以上であっても、在学中は引き続き福祉サービスを利用できます。



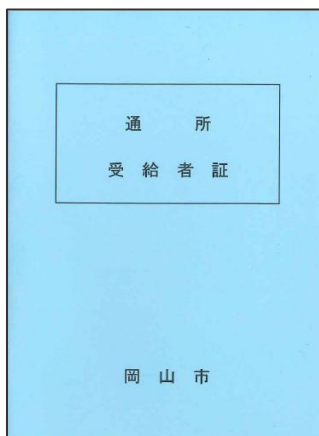
福祉サービスを利用できる児童は、以下のいずれかに該当する方です。

- ・ 障害者手帳の所持者
- ・ 医師による意見書をご用意できる方（障害者手帳をお持ちでない場合）



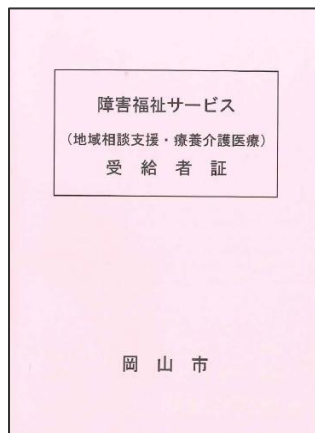
児童が利用できる福祉サービスは3種類【下記1）2）3）】あります。
サービス利用には、岡山市の窓口で**受給者証**の発行手続きが必要です。

**1）障害児通所支援
P.6～P.11**



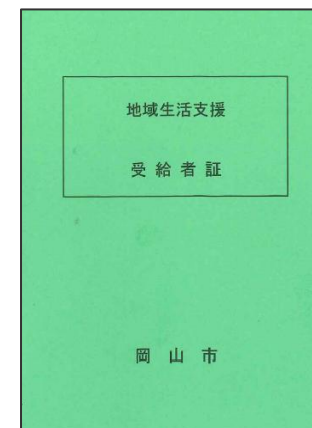
**2）障害福祉サービスの一部
P.12～P.17**

障害福祉サービス（成人の福祉サービス）
には児童が利用できるものがあります



**3）地域生活支援事業
P.18 ～P.21**

岡山市独自の工夫により利用する方々の
状況に応じて柔軟に実施するサービス



詳しくは、「2. 福祉サービスの手続き・利用の流れ（本資料：26～40ページ参照）」をご覧ください。

児童発達支援

対象者

主に就学前の児童



サービス概要

保育所・幼稚園・認定こども園との併用も可能

食事や着替えといった日常生活に必要なスキルや、集団生活に適応するためのスキルを、お子さま一人ひとりの発達段階に合わせた個別支援計画に基づき支援します。

また、コミュニケーション能力や運動能力の発達支援、ご家族の方の不安を軽減するための相談やアドバイスなど、幅広いサポートを提供します。

例えば こんな時に

- ・ 「言葉をあまり話さない」「落ち着きがない」など発達に関する支援を受けたい。
- ・ 着替え、食事、排泄など、身の回りのことを自分でできるようになってほしい。
- ・ ルールを守ることや仲間づくりなど集団生活に必要なスキルを身につけてほしい。



児童発達支援

1) 障害児通所支援



2歳から就学前まで親子療育を受けていました。療育の先生方や同じ時間に顔を合わせる保護者の方と、気持ちを共有したり、色々な情報交換をしたりすることができました。



我が子の発達に対する悩み、将来への不安などを親だけで抱え込まず過ごせたことは非常によかったと思います。前向きに子育てをしていこうと頑張れているのは、療育で親子共に学んだ時間や経験があるからだとも感じています。



子どもへの声かけの仕方や専門的な知識など、児童発達支援に通ったことで沢山のことを学ぶことができました。

放課後等デイサービス

対象者

就学している児童



サービス概要

学校授業終了後または休業日に通うことができる福祉サービスです。お子さま一人ひとりの目標に合わせて作成される個別支援計画に基づいて、日常生活を送るための訓練や学習支援、レクリエーションなどを通して、お子さまの自立と社会参加を支援します。

例えば こんな時に

- 学校の勉強についていけないところがあるので、学習支援を受けたい。
- 集団での活動、友達との関わりなどのコミュニケーション能力を伸ばしたい。
- 様々な体験や交流を通して、興味や関心を広げてあげたい。



1) 障害児通所支援

放課後等デイサービス



共働きのため、自宅までの送迎をしてもらえるのは助かっています。
他校生や異学年の児童との交流の機会が持てたり、学習面でのフォローや
イベントへの参加等、たくさんのメリットを感じています。



2か所を各々週1回利用しています。放課後等デイサービスを利用してから、
曜日の感覚が身についたように思います。様々な場所への外出やイベントも
企画してくれることで家庭ではできない体験をすることができています。
様々な年齢の子どもたちと接することも成長の一端となっていると感じます。



家族とは違う大人との関わりを学んだり、甘えたりすることができました。
社会に出た時にどんな人に支援してもらったとしても、自分の気持ちを伝える
ことができる人になってきたと感じます。

保育所等訪問支援

対象者

保育所等※に通う児童で、当該施設を訪問し専門的支援が必要と認められた児童

※保育所・幼稚園・認定こども園、小学校・中学校・高等学校、特別支援学校、乳児院、児童養護施設、放課後児童クラブなど

サービス概要

「集団での指示に従うことが難しい」「友だち関係がうまくいかない」など、保育所等における集団生活での困難やコミュニケーションに関するお悩みに対し、訪問支援員※が保育所等を訪問し助言を行うことで、先生方と連携しながらよりよい支援・対応を検討します。

具体的には、お子様の特性理解、関わり方、環境調整、必要な配慮事項などの情報共有や、具体的な支援方法の提案などを行います。

※専門的知識と経験を有する保育士、児童指導員、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、心理士など

例えば こんな時に

- ・子どもが通っている園や学校で、集団での活動が過ごしにくい。
- ・場面の切り替えが難しく、園や学校生活で支障が出ている。



1) 障害児通所支援

保育所等訪問支援



保護者の要望や伝えづらいことも学校側に上手く伝えてくださるので
ありがたいです。



スタッフの方が学校での様子を詳細に教えてくださり、的確なアドバイスなども
いただいています。保護者の話も丁寧に聴いてくださり、ありがとうございます。



訪問支援を利用する前は、子どもの学校生活に関して心配な気持ちがいっぱい
でした。支援を利用してから、学校での様子も分かるようになり、対応の仕方
なども学校と共有できるようになりました。
私たち親の不安が小さくなり、子どもも学校で過ごしやすくなっています。

短期入所

対象者

聞き取り調査において支援が必要だと認められた児童



サービス概要

もしもの時だけでなく、介護者の休息にも利用できるサービス

自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害のある方に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

例えば こんな時に

- 冠婚葬祭やきょうだいの行事などで宿泊を伴う一定期間、子どもを見てほしい。
- 外泊をさせたことがないので、宿泊の体験をさせたい。
- 宿泊を通して、少しでも自分の身の回りのことができるようになってほしい。



短期入所



短期入所を定期的に利用することで、自宅以外の場所でも保護者や家族以外の方々と安心して過ごすことができるようになった。
災害時や緊急時にも少し余裕が持てるような気がしました。



宿泊学習、修学旅行に向けて、宿泊の練習をすることができて良かったです。



急な冠婚葬祭を想定して、利用させていただきました。
夜、久しぶりにきょうだい児たちと外食ができ、リフレッシュできました。

2) 障害福祉サービスの一部

居宅介護

サービス説明

対象者

聞き取り調査において支援が必要だと認められた児童



サービス概要

ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。

例えば こんな時に

- 子どもの入浴支援や食事支援を手伝ってほしい。
- 自分で調理や掃除ができるように練習を一緒にしてほしい。

～MEMO 居宅介護はの主なサービスメニュー～

1. 身体介護 : 入浴、排せつ、食事等の介助をします。
2. 家事援助 : 調理、洗濯、掃除や、生活必需品の買い物などの援助をします。
3. 通院等介助 : 病院等の通院の際に付き添います。



その他にも、通院時の車両への乗降介助や、生活全般にわたる援助を行うこととされています。

2) 障害福祉サービスの一部

居宅介護



現在、ヘルパーさんに調理を覚えてもらうことと、部屋の掃除をお願いしています。材料の切り方や味付けなどを教えてもらい、本人ができることが増えました。ダイエットメニューを覚えてもらえたのも良かったです(他人からの方が素直に聞くことができるように感じます)。

同じ方に長年お願いしているので、ヘルパーさんと仲良くなり、友だちに話しかけることができない娘が、唯一自分から話せる人になっています。



私の子どもは医療的なケアが必要で、入浴がいつも大変でした。訪問看護の方と同じ時間帯と一緒にヘルパーさんが入浴支援に入ってもらうことができ、安心して自宅で入浴できるようになりました。

対象者

聞き取り調査において支援が必要だと認められた児童

サービス概要

障害の特性を理解した専門のヘルパーによる援助

行動に著しい困難を有する知的障害や精神障害のある方が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。



例えば こんな時に

- 環境の変化や予定の変更が苦手です。落ち着いて、安全に外出ができるよう支援してほしい。
- バスや電車などでお出かけして、余暇活動や趣味を楽しめるような支援を受けたい。

対象者

聞き取り調査において支援が必要だと認められた児童

視覚障害の身体障害者手帳を所持している者と同程度の障害のある児童。同行援護アセスメント調査票に基づき、最終的な支給決定が行われます。

サービス概要

代筆・代読を含めた外出時に必要な視覚的情報の提供や危険回避などの移動時の支援、食事、排泄などの日常生活におけるサポートを行います。

例えば こんな時に

- ・ 外出先での食事内容や購入したい物品の情報を正確に教えてほしい。
- ・ 一人で公共交通機関を利用することに不安があるため、一緒に行ってほしい。



日中一時支援

対象者

- 就労支援（タイムケア）：介護者が就労している**就学中の児童**
- 一時的休息（レスパイト）：タイムケアを受けていない児童

サービス概要

お子様を事業所で預かり、家族の就労支援と介護者の一時的な休息を提供します。

例：事業所でレクリエーションなどを通して、楽しみながら日中の時間を過ごします。

例えば こんな時に

- 家族の用事があるため、日中子どもを見てほしい。

～MEMO タイムケアとレスパイトの違い～

利用上限日数 タイムケア：23日（1月あたり）

レスパイト：8日（1月あたり）



3) 地域生活支援事業

日中一時支援



親の仕事の急な都合にも対応してもらえました。
先生がざっくばらんで話しやすいです。



週2日程度利用しています。頑張らなくていいところ、のんびりと過ごせる
ことが本人は楽しい様子でとても助かっています。
仕事や子どもを連れていけない用事の時など、とても助かっています。



祖父母の家も遠く頼れないため、2歳くらいからよく利用していました。
親の通院や体調不良時、妊娠中は本当に助かりました。
就学してからは毎日の利用に加えて、下の子の発表会や親がどちらも土曜日に
仕事がある日なども利用させていただいています。

移動支援

対象者

視覚障害者（児） 下肢・体幹機能障害・移動機能障害1～4級の身体障害者（児）
知的障害者（児） 精神障害者（児） 難病患者 等

サービス概要

ヘルパーが買い物や余暇活動に付き添ったり、バスや電車など公共交通機関を利用するための手伝いをします。学校への通学時の支援も対象となります。

例えば こんな時に

- ・ 外出を通して、公共交通機関の利用など社会経験を積みたい。
- ・ 親以外の人と関わったり、外出したりする経験をしてほしい。



～MEMO 利用時の注意点～

徒歩や公共交通機関(バス・電車など)で移動する際に受けられる支援です。

※通勤や大学・専門学校等への送迎（成人の場合）、ヘルパーが運転しての移動は対象外です。

3) 地域生活支援事業

移動支援

利用者の声



電車やバスでの移動を支援してくれ、本人の自立の練習になって良いです。



親だとスケジュールの支援の準備不足で、かんしゃくを起こさせてしまうことがあり、お出かけが大変でした。

事業所の支援では、その日のスケジュールを作ってください、本人に見通しを持たせてくれてのお出かけなので本人も楽しく出かけています。



小学校の頃、登校班で登校する時に利用しましたが、子どもも私も安心して登校することができました。

放課後等デイサービス

Q：放課後等デイサービスは何歳まで利用できますか？

原則、18歳到達後の年度末までの利用ができます。小学校（小学部）から高等学校（高等部）卒業まで利用できます。

Q：「放課後等デイサービス」と「日中一時支援」の違いは何ですか？

「放課後等デイサービス」は、サービス提供事業所が作成する個別支援計画に基づいて、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。「日中一時支援」は、児童の預かり支援を行います。

Q：「放課後等デイサービス」と「放課後児童クラブ」の違いは何ですか？

「放課後等デイサービス」は、障害のある子どもが利用できるサービスです。

「放課後児童クラブ」は保護者が就労により昼間家庭にいない子どもや、疾病・介護等により昼間家庭での養育ができない子どもが利用できるサービスです。「放課後児童クラブ」は障害がある子どもの利用も可能です（利用については、各クラブにご相談ください）。

Q：「児童発達支援」「放課後等デイサービス」の利用料は？

利用者はサービスにかかる費用の一部を事業所に支払います。負担額は原則サービス利用料の1割（生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料）です。おやつ代や活動費などの実費が必要です。

福祉サービス利用のQ&A（岡山市での取り扱い）

短期入所

Q：どのくらいの期間宿泊できますか？

1泊2日から利用できます。1か月あたりの利用上限日数は個人で違いがあります（福祉事務所での聞き取り調査によって決まります）。なお、医療型短期入所の対象者は「日帰り利用」も可能です。

Q：利用するには事前にどんな準備が必要ですか？

多くの場合は、見学および体験利用をした上で契約をしておく必要があります。その上で予約をとり利用をします。緊急時には状況や過去の利用頻度により利用できる可能性もありますが、急な利用はできない場合が多いです。

日中一時支援

Q：「タイムケア」と「レスパイト」との違いは？

「タイムケア」の目的は、**保護者の就労支援**です。そのため申請時に保護者の就労証明書を提出する必要があります（様式は福祉事務所にあります）。

「レスパイト」の目的は、**保護者の一時的休息**です。1か月あたり8日を上限に預かり支援が受けられます。

Q：日中一時支援は、高等学校（高等部）卒業後も利用できますか？

「タイムケア」は小学校（小学部）から高等学校（高等部）に通学している児童を対象としているため、卒業後は利用できません。ただし「レスパイト」は利用できます。

移動支援

Q：ヘルパーが運転する車に乗って、目的地まで行けますか？

ヘルパーの運転する車での移動はできません。「移動支援」は外出が困難な方へのガイドヘルプ（ヘルパーが同行して必要な情報提供や介助の実施等）をすることです。移動手段として公共交通機関（電車、バス、タクシーなど）の利用は認められています。

Q：外出時のヘルパーの交通費や入場料等は？

外出時のヘルパーの交通費や入場料等は利用者が負担する必要があります。JRやバスなどの運賃は介護者割引が適用されることもあります。なお、ヘルパーの食事や飲み物などの費用は、支払う必要はありません。

Q：通学の支援をしてくれると聞きましたが、本当ですか？

小学校・中学校・高等学校・特別支援学校への通学の支援を認めています。大学や専門学校、通所や通勤などの利用はできません。

Q：「移動支援」「行動援護」「同行援護」の違いは？併用して利用できるの？

いずれも外出時の支援サービスですが、対象者に違いがあります（各サービスの説明ページをご確認ください）。サービスの併用はできません。複数のサービスに該当する場合は、いずれか一つを選択する必要があります。

利用者負担（利用料金）について

原則、利用したサービス料金の**定率1割**を支払います。

ただし、**世帯**の所得区分に応じた**負担上限月額**（一定金額以上の負担を求めない）が設定されています。

所得区分	負担上限月額
生活保護・低所得（非課税）	0円
一般1（障害児：18歳未満）	4,600円
一般1（障害者：18歳以上）	9,300円
一般2	37,200円

障害福祉サービスの利用者負担の**世帯**範囲

- 本人が**18歳未満**
保護者の属する住民基本台帳での世帯
- 本人が**18歳以上**
障害のある方とその配偶者

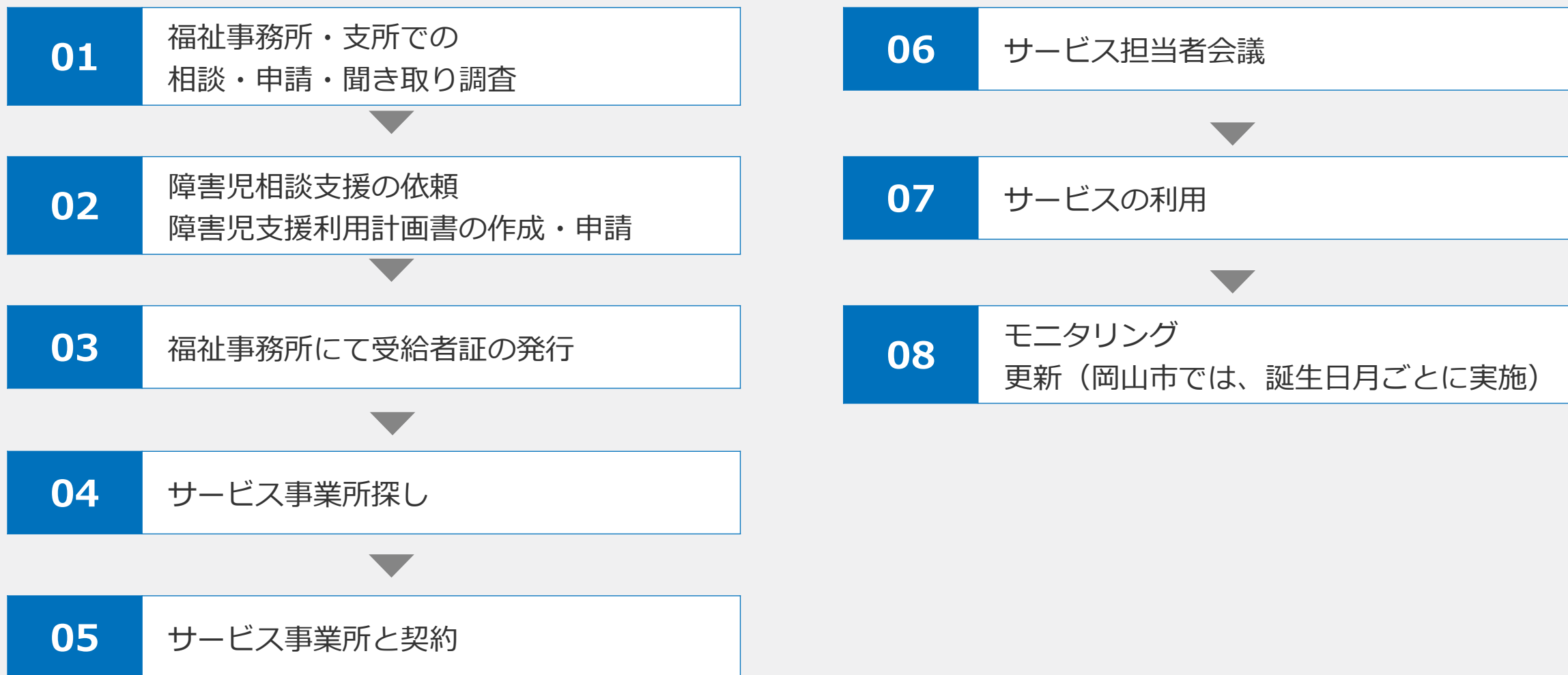
利用料負担については、就学前障害児の発達支援の無償化、利用料の多子減免、高額障害福祉サービス費などが該当する場合があります。詳細は、申請窓口にてお尋ねください。

高額障害福祉サービス費の例

同じ世帯で保護者や複数の児童がサービスを利用し、基準額を超過した場合、世帯での利用者負担合計額が引き下げられます。

2. 福祉サービスの手続き・利用の流れ

福祉サービスを利用するまでの大まかな流れです。



岡山市内の申請窓口および申請時必要なものは以下の通りです。

申請窓口（本資料：42ページ参照）

- ✓ 福祉事務所（北区中央・北区北・中区・東区・南区西・南区南）
- ✓ 支所（御津・建部・瀬戸・灘崎）

持参物

- 利用申請書
- 障害者手帳（ない場合は、●医師の意見書）
- 印鑑
- 個人番号がわかるもの（マイナンバーカードなど）と身元確認書類

●の書類は申請窓口にて用紙があります。



申請時に窓口職員によるお子様に関する聞き取り調査があります。

事前に**普段の様子（自宅および園や学校も含めて）**を説明できるように準備しておくの良いです。

主な質問項目

食事



排せつ



行動面



他者との
交流



入浴



移動



睡眠



読み書き



重要!

福祉サービスを利用するには、「何のサービス」を
「どのように利用するか」を書いた**計画書を岡山市に提出**
する必要があります

- 児童の場合、この計画書のことを「**障害児支援利用計画**」と言います。
(成人の場合、この計画書のことを「サービス等利用計画」と言います。)
- 「障害児支援利用計画※」は、**相談支援専門員**（本資料：32ページ参照）と一緒に作成できます。
- 地域生活支援事業（本資料：18～21ページ参照）のみを利用する場合は、計画書は不要です。

※相談支援専門員によらず、**セルフプラン**（本人・保護者が作成した計画書）を岡山市に提出することも認められています。

相談支援専門員が障害児支援利用計画を作成して、
“子どもと保護者が希望する暮らし” に近づく方法を
一緒に見つけていく支援を「**障害児相談支援**」と言います。

障害児相談支援を利用する場合は、相談支援事業所と**契約が必要**になります。
なお、障害児相談支援の利用は、**費用の負担はありません**。



相談支援専門員は、障害のある方・障害のある子どもが自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、生活全般に関わる**相談や情報の提供、障害福祉サービス利用のための計画の作成、関係機関との連絡・調整**などの業務を行います。業務を行うにあたって、ご本人の思いや希望に寄り添い、ご本人を中心に 多職種によるチームで支援を行います。

相談支援専門員は、「社会福祉士」や「精神保健福祉士」といった国家資格の保持者も多いです（必須ではありません）。保健・医療・福祉・就労・教育などの分野で3年から10年の実務経験があることに加え、相談支援従事者養成研修（初任者研修）を修了することでこの職種に就くことができます。

相談支援専門員は、主に相談支援事業所で勤務しています。



✓ 相談支援事業所とは？

相談支援事業所には、障害のある方（成人）が障害福祉サービスの利用全般に対応したケアマネジメント業務を行う「特定相談支援事業所」、障害のある方が地域で自立して生活するための総合的な支援を行う「一般相談支援事業所」、**障害のある子どもが障害児通所支援を利用する際のさまざまな相談に応じる「障害児相談支援事業所」**があります。

✓ どこに問い合わせをすればいいですか？

申請窓口で相談支援事業所の一覧が配布されます。

申請窓口でご相談の上、一覧を参考に各事業所にお問い合わせください。

なお、相談支援事業所の情報は「障害者のしおり（本資料：56ページ）」や「岡山市」「岡山市障害者自立支援協議会」のウェブサイト（右のコード参照）でも確認できます。



岡山市HP



協議会HP

受給者証とは福祉サービスを利用するために岡山市から発行される証明書です。

受給者証の発行後、サービスの利用が可能になります。

受給者証の発行には、次の①～③が必要になります。

- ①サービスの申請 ②申請窓口での聞き取り調査 ③障害児支援利用計画案の提出



- ✓ お子様の今の状況、状態を把握し、何が必要なのかを考えましょう。
(日々の過ごし方や困っていることなど)
- ✓ 主治医や医療・福祉サービスのスタッフ、相談支援専門員などに相談することもOKです。
- ✓ サービス事業所に電話をかけて実施されているプログラムの内容や利用状況などを聞いてみましょう。同じ事業でも内容やサービス提供時間などが違う場合があります。
- ✓ 可能ならばサービス事業所の見学や体験もしてみましょう。



岡山市障害者自立支援協議会（こども支援部会）作成による岡山市内の以下のサービスに関する**事業所空き情報**はえ～んじゃネット（本資料：59ページ参照）でご覧いただけます。

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 日中一時支援事業



岡山市障害者自立支援協議会
え～んじゃネット

ホーム 事業所をさがす 協議会

検索

トピック イベント 部会情報 市民向け情報

2024年12月26日 **その他** 【お知らせ】 令和7年4月1日から、精神障害者保健福祉手帳によるJR運賃の割引が始まります

2024年12月25日 **イベント（支援者向け）** 障害者の権利擁護・虐待防止に関する研修会

2024年11月25日 **イベント（一般）** 【フォーラム】「合理的配慮の基本のキ」開催のお知らせ

2025年01月08日 **地域部会** 令和7年1月 東部地域部会 報告 **NEW!**

2024年12月28日 **運営会議/全体会** 令和6年度 第4回 岡山市障害者自立支援協議会運営会議 議事概要 **NEW!**

2024年12月26日 **地域部会** 南西部会 令和6年12月②報告

2024年12月20日 **地域部会** 南西部会 令和6年12月①報告

2024年12月13日 **広報部会** 広報部会 令和6年12月2月報告

2024年12月10日 **子ども支援部会** 2024年11月こども支援部会議事録①

2024年12月10日 **子ども支援部会** 2025年1月こども支援部会開催についてお知らせ 参加申し込みあり

[もっと見る](#)

事業所情報の掲載方法について（新規・変更・停止）

療育手帳の再判定・更新等について

イベント・地域情報募集！～皆さんの情報を掲載しませんか～

教育と福祉の連携に関するアンケート調査結果報告

空き情報・待機者情報

- 児童発達支援・放課後等デイサービス・日中一時支援 令和6年11月時点
- 岡山県 通所・入所サービス待機者状況（岡山県ホームページ）

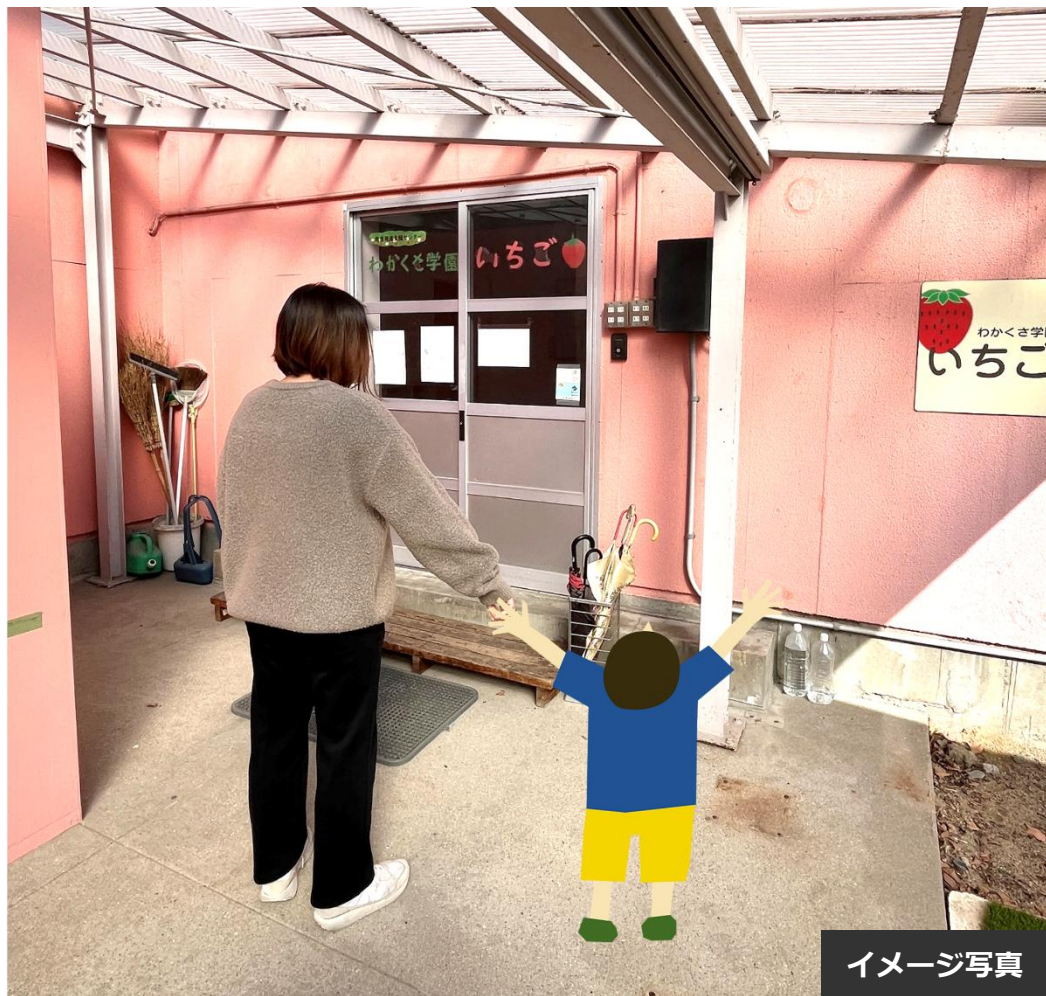
「働く」ことに悩みを感じている方へのたどりつきチャート

連絡先

社会への一歩への応援する機関の紹介動画

- ハローワーク岡山
- 岡山障害者職業センター
- おかやま地域若者サポートステーション

(工事中)精神障害者ピアサポートってなんじゃろ？



イメージ写真

利用前にサービス事業所の見学をしましょう。
事業所の様子やスタッフの専門性、支援内容に
関する説明を受けることができます。

また、サービス事業所からお子様の自宅や園・学校
での様子について聞かれることがありますので、
できる範囲でお伝えしましょう。

『相談支援ファイル「りんくる」』などの活用も有
効です（本資料：58ページ参照）。

見学後、サービス利用の際には事業所から重要事項
の説明を受け、サービス利用契約を結びます。



障害児相談支援によるサービスを利用した場合、支援機関を招集し、サービス担当者会議を開催します。

ご本人・ご家族の意向を支援機関で共有し、各機関での支援に反映させていきます。

支援機関の一例

サービス事業所、相談支援事業所、保育園、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等、発達障害者支援センター、保健センター、こども家庭相談センター、児童相談所

サービス事業所は、ご本人に合わせた支援を行うため、「**個別支援計画**」を作成します。

サービス事業所は「個別支援計画」の内容について、ご本人・ご家族に事前説明し、同意をいただいた上で、支援を提供します。

支援内容にリクエストがあれば、遠慮なくサービス事業所や相談支援専門員にお伝えください。



イメージ写真

相談支援専門員は、定期的にご本人・ご家族と**面談をご自宅にて行います**。このことを**「モニタリング」**と言います。モニタリングは、受給者証に記載された頻度で実施することが児童福祉法にて定められています。

サービスのこと、園や学校生活のこと、発達に関することなど遠慮なくご相談ください。

1年に1回程度、サービスの更新を行う必要があります（岡山市の場合、誕生日月や障害者手帳の更新時が該当します）。

更新時は、岡山市から案内があります。更新の手続きは相談支援専門員が協力します。



3. その他・福祉サービス等 お役立ち情報

福祉事務所・支所 連絡先一覧

区	福祉事務所・支所	電話番号	住所	所管学区（小学校区）
北区	北区中央福祉事務所 （岡山市保健福祉会館内）	086-803-1209	岡山市北区鹿田町1-1-1	岡山中央、清輝、岡南、鹿田、大元、御野、 牧石、石井、三門、大野、御南、陵南、吉備、 西
北区	北区北福祉事務所 （北ふれあいセンター内）	086-251-6530	岡山市北区谷万成2-6-33	伊島、津島、野谷、横井、庄内、加茂、鯉山、 足守、蛍明、中山、桃丘、平津、馬屋上、 馬屋下
北区	御津支所総務民生課	086-724-1111	岡山市北区御津金川1020	御津、御津南、五城
北区	建部支所総務民生課	086-722-1112	岡山市北区建部町福渡489	建部、福渡、竹枝
中区	中区福祉事務所	086-901-1231	岡山市中区赤坂本町11-47	旭東、平井、三勲、宇野、操南、操明、旭操、 富山、財田、幡多、旭竜、高島、竜之口
東区	東区福祉事務所 （西大寺ふれあいセンター内）	086-944-1822	岡山市東区西大寺中2-16-33	古都、可知、政田、開成、雄神、太伯、幸島、 朝日、大宮、浮田、平島、御休、角山、豊、 西大寺、西大寺南、芥子山、城東台
東区	瀬戸支所総務民生課	086-952-1112	岡山市東区瀬戸町瀬戸45	江西、千種
南区	南区西福祉事務所 （西ふれあいセンター内）	086-281-9620	岡山市南区妹尾880-1	妹尾、箕島、福田、興除、曾根、東畦、第一 藤田、第二藤田、第三藤田
南区	灘崎支所総務民生課	086-363-5201	岡山市南区片岡207	灘崎、迫川分校、七区、彦崎
南区	南区福祉事務所 （南ふれあいセンター内）	086-230-0321	岡山市南区福田690-1	福浜、平福、芳泉、甲浦、小串、浦安、福島、 南輝、芳田、芳明



特別児童扶養手当・障害児福祉手当

特別児童扶養手当

精神、知的または身体に障害のある20歳未満の障害児を監護している保護者に支給されます。

※児童が入所している場合、または本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得が限度額を超えている場合は支給されません。

手当額

月額 1級：56,800円 2級：37,830円 （令和7年4月時点）

申請窓口

福祉事務所、支所 （本資料：42ページ参照）

障害児福祉手当

重度の障害のため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の方に支給されます。

※施設に入所している場合、障害年金を受給している場合は対象になりません。本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得が限度額を超えている場合は支給されません。

手当額

月額 16,100円 （令和7年4月時点）

申請窓口

福祉事務所、支所 （本資料：42ページ参照）



岡山市児童福祉年金

児童、保護者共に市内に居住していて、20歳未満の障害児を監護している保護者に支給されます。
ただし、障害児福祉手当を受給している児童、施設入所中の児童は除かれます。

身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	年金額（年額）
1 級・2 級	A	1級	50,000円
3 級	B（中度）	2級	33,000円

申請窓口

身体障害、知的障害・・・福祉事務所、支所（本資料：42ページ参照）
精神障害・・・岡山市健康づくり課 電話（086）803-1267

小児慢性特定疾病医療

小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を補助するものです。

対象者

1. 18歳未満（引き続き治療が必要な場合は、有効期間中の手続きにより認定を受ければ20歳未満）の岡山市内に住所を有している児童等
2. 小児慢性特定疾病にかかっており、厚生労働大臣が定める疾病の程度である児童等



問い合わせ先

岡山市健康づくり課 電話: (086) 803-1271



岡山市HP

訪問看護・訪問リハビリテーション

訪問看護

主治医の指示書に基づいて、看護師が自宅に訪問し、看護をします。
病気の症状・治療についての相談、健康状態の観察、
薬の管理などを行ってくれます。



訪問リハビリテーション

主治医の指示書に基づいて、理学療法士や作業療法士、
言語聴覚士などが自宅に訪問し、必要な訓練を行ってくれます。



補装具購入費等の支給

対象者	市内に住所を有し、身体障害者手帳を持っている方または難病の方
本人負担	1 割（生活保護受給世帯・低所得世帯は無料）。所得による負担上限月額があります。

補装具種目

障害種別	肢体不自由	義足 義手 下肢装具 体幹装具 靴型装具 姿勢保持装置 車椅子 電動車椅子 歩行器 歩行補助つえ（一本杖を除く） 車載用姿勢保持装置 起立保持具 排便補助具 重度障害者用意思伝達装置
	視覚障害	視覚障害者安全つえ 義眼 眼鏡
	聴覚障害	補聴器 人工内耳（人工内耳音声信号処理装置の修理に限る）

※令和7年6月時点の種目

申請窓口	福祉事務所・支所（本資料：42ページ参照）
------	-----------------------



日常生活用具の給付

対象者

市内に住所を有する障害児・者

本人負担

1割（生活保護受給世帯・低所得世帯は無料）。所得による負担上限月額があります。

対象の日常生活用具例

特殊寝台 特殊マット 移動用リフト 入浴補助用具 移動支援用具

頭部保護帽 点字プリンタ 点字器 人工内耳用電池 紙おむつ など

申請窓口

福祉事務所・支所（本資料：42ページ参照）



ファミリー・サポート・センター

子どもを『預ける人』と『預かる人』をつなぎ、地域で子育てを助け合う会員組織です。
「保育園、幼稚園などの送り迎えをお願いしたい」「用事があるのでちょっと預かってほしい」という時などに利用できます。

依頼会員の条件

岡山市在住の方で、おおむね生後3か月から小学生卒業までのお子さんがいる方。

利用料金

(令和7年6月時点)

- 平日の午前7時から午後7時まで：1時間700円
- 平日の上記時間以外及び土日祝（12/29～1/3の年末年始含む）：1時間900円



問い合わせ先

岡山市地域子育て支援課

岡山ファミリー・サポート・センター 電話 (086) 227-2525



岡山市HP

障害児仕事体験

支援を必要とする子たちが、地元企業などの協力の下で、「働く」という経験を積み重ね、社会へ適応する力や働く上で必要な能力・マナーの基礎を身につけ、将来の就労や自立につながることを目的として行っている職業体験です。

岡山市での令和7年度に活動している支援団体は、以下の表のとおりです。

支援団体名	活動地区	連絡先
チューリップの会-子どもの社会参加を考える会in京山-	京山中学校区を中心として、複数学区	ファクス：086-255-7597 Eメール：osgt_kyoyama@yahoo.co.jp
よつばの会	岡山市内（複数学区）	ファクス：086-278-0020 Eメール：yotubanokai@gmail.com



団体の情報が変更される可能性もありますので、最新の情報は岡山市のウェブサイト（右のコード参照）でご確認ください。



岡山市児童生徒支援教室

岡山市内在住の不登校児童生徒や、その傾向のある児童生徒を対象に、教育相談や様々な体験活動、学習支援等の自立に向けた指導、支援を行っています。
個別支援と集団活動があります。

岡山市内には5カ所の児童生徒支援教室があります

トラングルー宮 ラポート牧山 あおぞら操山 すまいる瀬戸 そよかぜ平福



問い合わせ先

岡山市教育支援課 電話（086）803-1592



岡山市HP

水泳訓練・水泳教室

障害者（児）水泳訓練

対象者

障害者手帳を持っていて、介護者が同伴できる方

日時

毎月第1日曜日 9:30～11:30 参加無料

場所

市民屋内温水プール（南区豊成）

問い合わせ先

岡山市障害者団体連合会事務局

【勤務日】月、金

電話：080-2941-0397



岡山市HP

障害児水泳教室



対象者

障害児（中学生以下）とその保護者

日時

5月～2月の木曜日（不定期）15:30～17:00

場所

市民屋内温水プール（南区豊成）

問い合わせ先

市民屋内温水プール

電話（086）226-4523



岡山市HP

ハレカハーフ

岡山市では、高齢者・障害者を対象とした路線バスや路面電車の**運賃半額割引**を実施しています。
半額割引でご利用いただくには、割引専用 の**ICカード「ハレカハーフ」**が必要となります。



対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、
特定医療費（指定難病）受給者証、障害福祉サービス受給者証をお持ちの岡山市民

条件

路線バス・路面電車をハレカハーフで利用した場合、かつ乗車・降車いずれかが岡山市内の場合
※障害者用のハレカハーフで路線バス・路面電車をご利用の場合、障害者手帳の提示は必要ありません。
※第1種障害者の方は、同乗の介助人の方1名も半額となり、まとめ払いが可能です。

申込方法

＜郵送＞ 岡山市役所交通政策課宛に交付申込書を郵送 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
＜WEB＞ 岡山市電子申請サービスから申し込み



問い合わせ先

岡山市交通政策課 電話（086）803-1376



WEB申し込み



岡山市HP

ぼうさいやどかり おかやま

医療的ケアの必要な方が、災害のおそれがある時や自宅の停電が続く時に、避難先として地域の病院や福祉施設をりようするためのシステムです。

受け入れ先

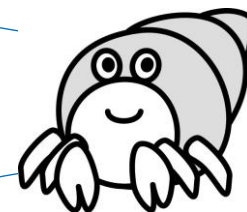
県内の総合病院や福祉施設が手をあげています。

入院または医療型ショートステイとして、これらの施設を利用することができます（利用する場合は、医療的ケアができる家族などの付き添いが必要です）。

利用方法

- ① ぼうさいやどかりおかやまのウェブページから会員登録をする。
- ② かかりつけ病院からの紹介状作成→事前面談 などのステップに進む。

詳細情報は、会員登録された方のみ
見ることができます。



施設によっては、受け入れ可能な
年齢や医療的ケアに制限があります。



問い合わせ先

岡山県医師会 地域医療課 電話（086）250-5111

ぼうさいやどかり おかやま
お問い合わせフォーム

ヘルプマーク

ヘルプマークは、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方が、かばんなどに付けることで、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマークです。

配布対象者

義足や人工関節を利用している方、
内部障害や知的障害の方など、援助や配慮を必要としている方

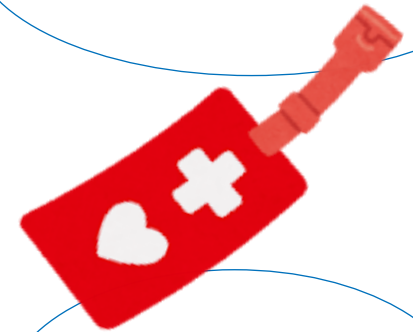
配布場所

福祉事務所・支所、保健センター

必要なもの

ヘルプマークが必要な方の氏名と住所がわかるもの
(保険証、マイナンバーなど)

ヘルプマークが必要な方は、
申請の手続きが必要です。



障害者手帳等の
提示は不要です。

問い合わせ先

岡山市障害福祉課 電話 (086) 803-1235



岡山市HP

障害者のしおり

障害がある方に対して、岡山市内の各種の福祉施策の概要とサービスの窓口を紹介した資料です。

主な掲載内容（障害者のしおり もくじより）

相談窓口、障害者手帳、年金・手当等、
医療、障害福祉サービス等、
情報・コミュニケーションの支援、
福祉用具の支援、暮らしの支援、文化・スポーツ

配布先

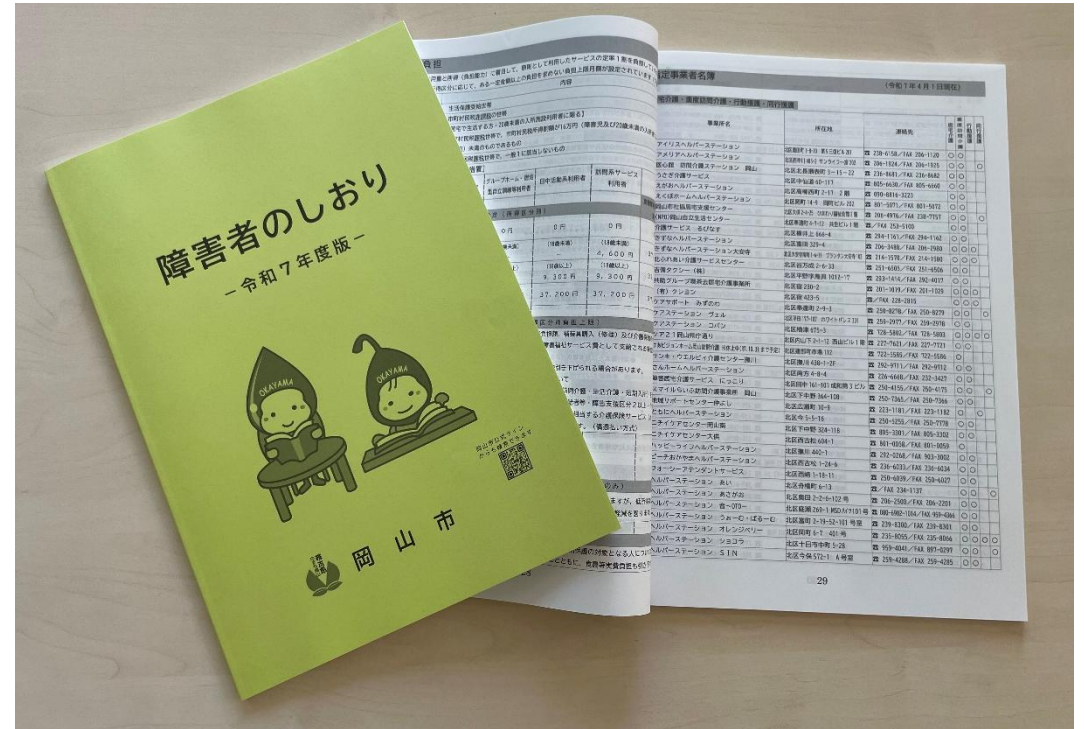
福祉事務所・支所（本資料：42ページ参照）

問い合わせ先

岡山市障害福祉課 電話（086）803-1235



岡山市HP



こころの健康マップ

こころの病気に関する相談先、制度・サービスの情報が紹介されている資料です。



主な掲載内容（こころの健康マップ もくじより）

相談窓口、医療を受ける、制度を利用する、仲間と支え合う

配布先（場所は右のコードで確認できます）



- 岡山市保健所健康づくり課
- 保健センター（北区中央・北区北・中区・東区・南区西・南区南）
御津・建部分室

問い合わせ先

岡山市健康づくり課 電話（086）803-1267



岡山市HP

相談支援ファイル「りんくる」

主として発達が気になるお子さんとその保護者が、幼児期から成人期まで一貫したサポートを受けるために支援者や関係者と一緒に作っていくファイルです。

スムーズな情報共有に有効

本人のプロフィールや医療・福祉に関する記録、相談記録などさまざまな内容を一冊にまとめることができます。

「いろいろな機関で相談のたびに同じ話の繰り返しで…」

という際、必要な情報が相談先の担当者に分かりやすく伝わったり、「何を言えばよいか、うまく言えなくて…」という際に、情報を整理することに役立てることができます。

配布先

- 岡山市発達障害者支援センターひか☆りんく
- 福祉事務所、保健センター、こども総合相談所など

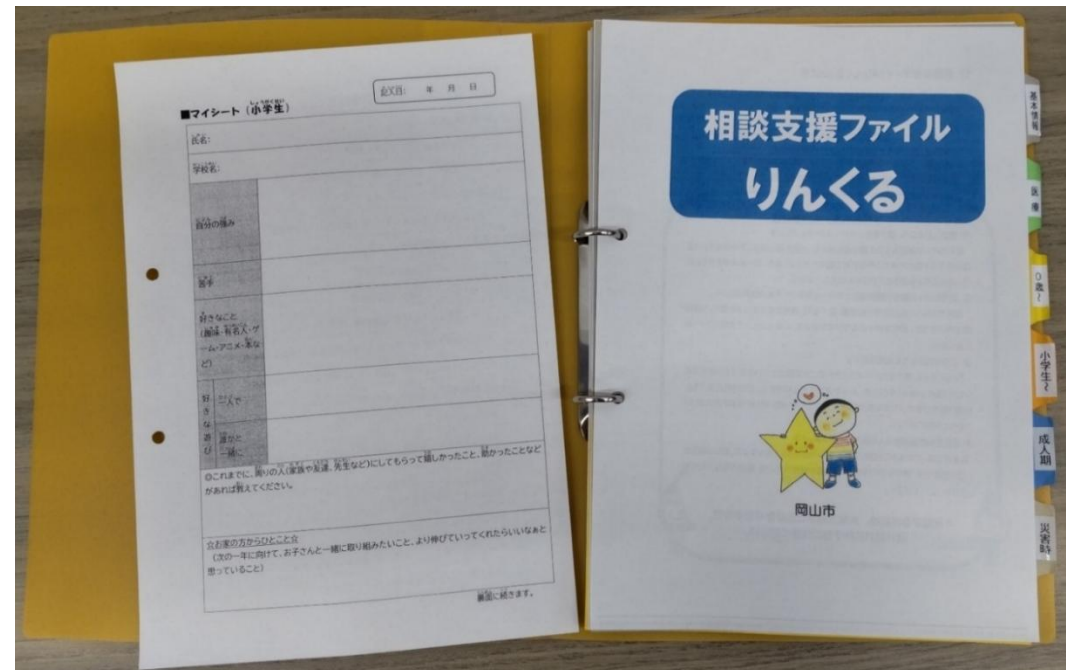
問い合わせ先

岡山市発達障害者支援センターひか☆りんく

電話 (086) 236-0051



岡山市HP



岡山市障害者自立支援協議会のホームページです。

岡山市障害者自立支援協議会

え〜んじゃネット

ホーム

事業所をさがす

協議会

検索

トピック

イベント

更新 部会情報

市民向け情報

2024年12月26日

その他

【お知らせ】令和7年4月1日から、精神障害者保健福祉手帳によるJR運賃の割引が始まります

2024年12月25日

イベント (支援者向け)

障害者の権利擁護・虐待防止に関する研修会

2024年11月25日

イベント (一般)

【フォーラム】「合理的配慮の基本のキ」開催のお知らせ

2025年01月08日

地域部会

令和7年1月 東部地域部会 報告

NEW!

2024年12月28日

運営会議/全体会

令和6年度 第4回 岡山市障害者自立支援協議会運営会議 議事概要

NEW!

2024年12月26日

地域部会

南西部会 令和6年12月②報告

2024年12月20日

地域部会

南西部会 令和6年12月①報告

2024年12月13日

広報部会

広報部会 令和6年12月報告

2024年12月10日

子ども支援部会

2024年11月こども支援部会議事録①

2024年12月10日

子ども支援部会

2025年1月こども支援部会開催についてお知らせ 参加申し込みあり

もっと見る

💡 事業所情報の掲載方法について（新規・変更・停止）

📄 療育手帳の再判定・更新等について

📢 イベント・地域情報募集！～皆さんの情報を掲載しませんか～

👤 空き情報・待機者情報

• 児童発達支援・放課後等デイサービス・日中一時支援 令和6年11月時点 📄

• 岡山県 通所・入所サービス待機者状況（岡山県ホームページ）

🌟 「働く」ことに悩んでいる方へのたどりつきチャート

🌟 連絡先

📺 社会への一歩への応援する機関の紹介動画

• ハローワーク岡山

• 岡山障害者職業センター

• おかやま地域若者サポートステーション

👥 (工事中)精神障害者ピアサポートってなんじゃろ？

主な掲載内容

- 障害福祉サービス事業所情報を含める
岡山市の障害福祉に関する情報
- 岡山市障害者自立支援協議会の活動

問い合わせ先

岡山市障害者基幹相談支援センター

電話（086）259-5301



協議会HP

フクセツ・キッズ 使用規定

この資料（フクセツ・キッズ）はえ〜んじゃネットに掲載されており、どなたでも自由にダウンロードして活用いただけます。事業所、園や学校、地域団体など様々な場面でご活用いただき、障害がある方にとってより暮らしやすい環境づくりに貢献いただければ幸いです。

- ① 資料の著作権は、岡山市障害者自立支援協議会（以下「当協議会」といいます。）に帰属します。
- ② 個人、法人を問わず、無料でご使用いただけますが、営利を目的とした使用は禁止します。原則として、資料の改変はご遠慮ください。
- ③ 資料の使用によって発生したトラブルについては、一切責任を負いかねます。

ご不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください。



岡山市障害者自立支援協議会 広報部会 : e-nja@okjiritsushien.com



岡山市障害者自立支援協議会 事務局（岡山市障害者基幹相談支援センター） : 086-259-5301